

大阪市立老人福祉センター条例の一部を改正する条例案

大阪市立老人福祉センター条例（平成16年大阪市条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、附則に次の2項を加える。

- 2 市長は、平成27年8月1日から平成28年3月31日までの期間について大阪市立城東区老人福祉センターの指定管理者を指定しようとするときは、第12条の規定にかかわらず、大阪市立城東区老人福祉センターの管理を行おうとする法人等を指名し、当該法人等に対し、その旨を通知するものとする。
- 3 前項に規定する場合における第13条、第15条及び第16条の規定の適用については、第13条中「指定管理者の指定を受けようとする」とあるのは「附則第2項の規定による通知を受けた」と、「、市規則で」とあるのは「、市長の」と、「その他市規則で」とあるのは「その他市長が」と、第15条中「第13条」とあるのは「附則第3項の規定により読み替えられた第13条」と、「内容を」とあるのは「内容が」と、「照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の」とあるのは「適合すると認めるときでなければ、」と、「選定するものとする」とあるのは「選定してはならない」と、同条第2号中「最大限に」とあるのは「十分に」と、同条第4号中「前3号」とあるのは「附則第3項の規定により読み替えられた前3号」と、第16条中「前条の規定により選定した指定管理予定者」とあるのは「指定管理予定者」とする。

別表大阪市立城東区老人福祉センターの項中「中央2丁目11番23号」を「中央3丁目5番45号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成28年4月1

日から施行する。

平成27年 2月24日提出

大阪市長 橋 下 徹

#### 説 明

城東区老人福祉センターの指定管理者の指定を受けるべきものの選定手続の特例を定めるとともに、同センターを移転するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

大阪市立老人福祉センター条例（抄）

附 則

1 省 略

2 市長は、平成27年8月1日から平成28年3月31日までの期間について大阪市立城東区老人福祉センターの指定管理者を指定しようとするときは、第12条の規定にかかわらず、大阪市立城東区老人福祉センターの管理を行おうとする法人等を指名し、当該法人等に対し、その旨を通知するものとする。

3 前項に規定する場合における第13条、第15条及び第16条の規定の適用については、第13条中「指定管理者の指定を受けようとする」とあるのは「附則第2項の規定による通知を受けた」と、「、市規則で」とあるのは「、市長の」と、「その他市規則で」とあるのは「その他市長が」と、第15条中「第13条」とあるのは「附則第3項の規定により読み替えられた第13条」と、「内容を」とあるのは「内容が」と、「照らして総合的に考慮し、最も相当であると認められる内容の」とあるのは「適合すると認めるときでなければ、」と、「選定するものとする」とあるのは「選定してはならない」と、同条第2号中「最大限に」とあるのは「十分に」と、同条第4号中「前3号」とあるのは「附則第3項の規定により読み替えられた前3号」と、第16条中「前条の規定により選定した指定管理予定者」とあるのは「指定管理予定者」とする。

別表（第1条関係）

名称	位置
省 略	省 略
大阪市立城東区老人福祉センター	大阪市城東区中央2丁目11番23号 3丁目5番45号
省 略	省 略